

はままつ産電力小売事業者認定制度実施要綱

(目的)

第1条 市内における“エネルギーの地産地消”を推進するため、市内で地産エネルギーを販売する小売電気事業者を「はままつ産電力小売事業者」として認定し公表することで、事業者による積極的な地産エネルギーの利用を推奨し、本市のエネルギー自給率向上に繋げることを目的とする。

(認定要件)

第2条 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であり、直近1年間における総販売電力量のうち50%以上を地産エネルギーで賄う者であることを認定の要件とする。

なお、地産エネルギーとは、浜松市内に立地する再生可能エネルギーによる発電設備又はコージェネレーションシステムにおいて発電された電力のことをいう。

(申請)

第3条 新たにはままつ産電力小売事業者として認定を受けようとする者は、次に掲げる書類等を提出しなければならない。

- (1) はままつ産電力小売事業者認定申請書（第1号様式）
- (2) 地産エネルギーを調達していることが分かる資料（契約書等）
- (3) 直近1年間における総販売電力量の50%以上が地産エネルギーであることが分かる資料
- (4) 小売電気事業者として経済産業大臣に登録されたことが分かる資料
- (5) その他市長が必要と認めた資料

(認定)

第4条 市長は、前条の規定により書類が提出されたときは、内容を審査し、第2条に定める要件を満たしていると認めた事業者を、はままつ産電力小売事業者として認定する。

(認定通知書の交付)

第5条 市長は、はままつ産電力小売事業者として認定した者に対し、認定通知書（第2号様式）を交付するとともに、市ウェブサイトにて公表するものとする。

(責務)

第6条 第4条の認定を受けた者は、認定後においても積極的に地産エネルギーを調達す

る責務を負う。

(認定取消)

第7条 第4条の認定を受けた者は、毎年1回以上、市長の求めに応じて、直近1年間における総販売電力量の50%以上が地産エネルギーであることが分かる資料を添付のうえ、はままつ産電力小売事業者認定報告書(第3号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出を受けた書類を確認し、地産エネルギーの割合が50%を下回っていると判断した場合又は書類の提出がなされなかった場合は、第4条の認定を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この要綱施行の際現にはままつ産エネルギー活用事業所認定制度実施要綱による改正前の規定により申請してある申請書等は、この要綱による改正後の相当規定により申請等をしたものとみなす。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者

はままつ産電力小売事業者
認定申請書

はままつ産電力小売事業者認定制度実施要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

【関係書類】

- 1 地産エネルギーを調達していることが分かる資料
- 2 直近1年間における総販売電力量の50%以上が地産エネルギーであることが分かる資料
- 3 小売電気事業者として経済産業大臣に登録されたことが分かる資料

第2号様式

浜産工第 号
年 月 日

様

浜松市長 名 印

はままつ産電力小売事業者
認定通知書

年 月 日付けで申請のありました、はままつ産電力小売事業者認定について、内容を審査したところ適当であると認めたため、貴者をはままつ産電力小売事業者として認定します。

第3号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者

はままつ産電力小売事業者
認定報告書

はままつ産電力小売事業者認定制度実施要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

【関係書類】

- 1 地産エネルギーを調達していることが分かる資料
- 2 直近1年間における総販売電力量の50%以上が地産エネルギーであることが分かる資料
- 3 小売電気事業者として経済産業大臣に登録されたことが分かる資料（当初申請の時と変更がない場合は、提出不用）